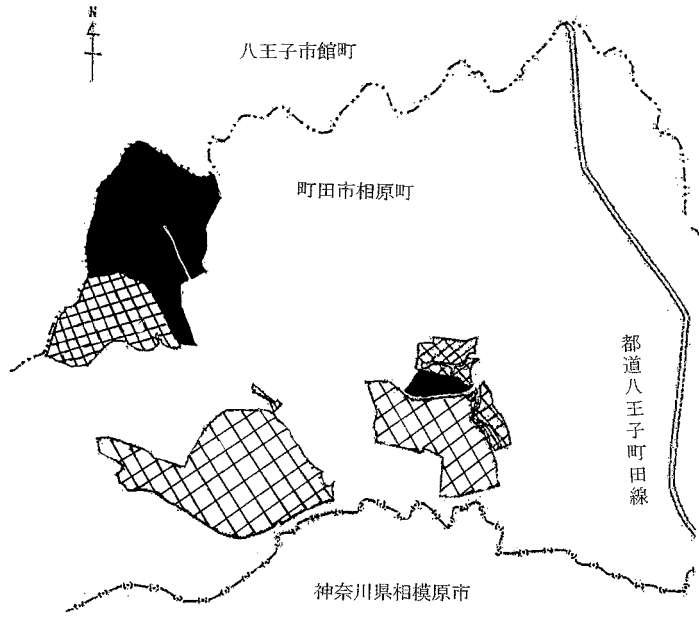


別図 (6)

東京都立大戸緑地 区域変更略図
変更箇所 町田市相原町

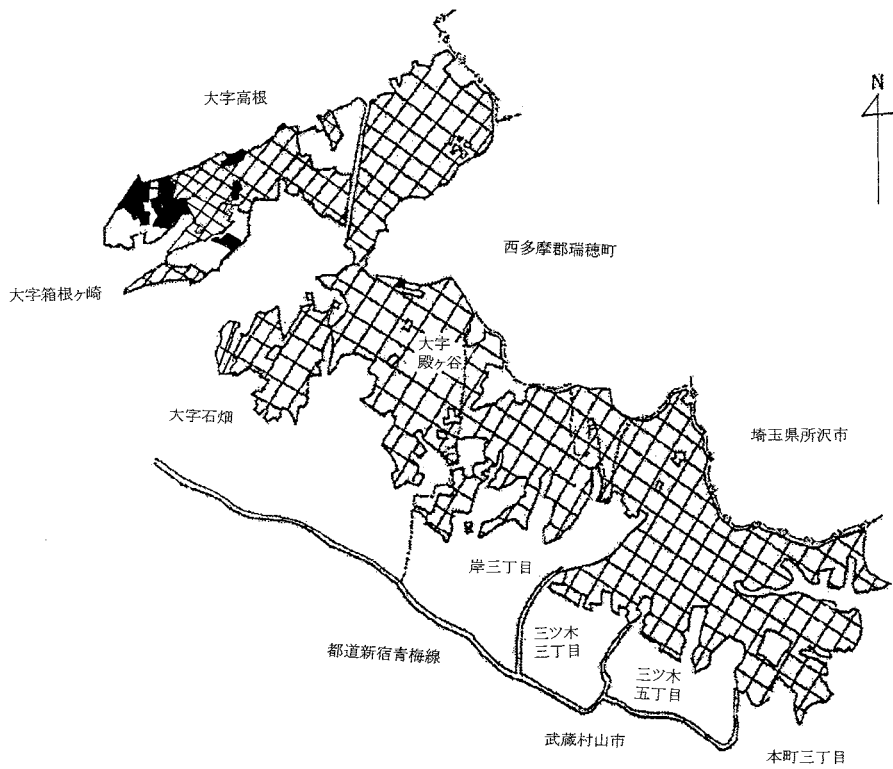
変更前の区域	面積	平方メートル
追加区域	面積	平方メートル
変更後の面積	一九五、〇一九・五〇	平方メートル



別図 (7)

東京都立野山北・六道山公園 区域変更略図
変更箇所 西多摩郡瑞穂町

変更前の区域	面積	平方メートル
追加区域	面積	平方メートル
変更後の面積	二、〇〇〇、六一二・二一	平方メートル

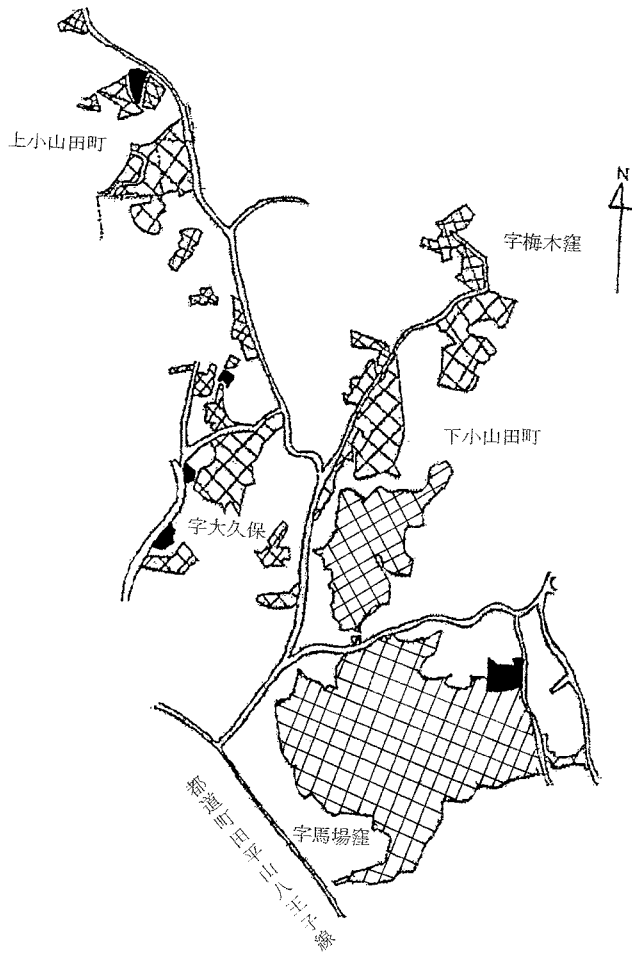


別図 (8)

東京都立小山田緑地 区域変更略図

変更箇所 町田市下小山田町

変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	一〇、五七四・四五	平方メートル
変更後の面積	四四三、一九二・五八	平方メートル

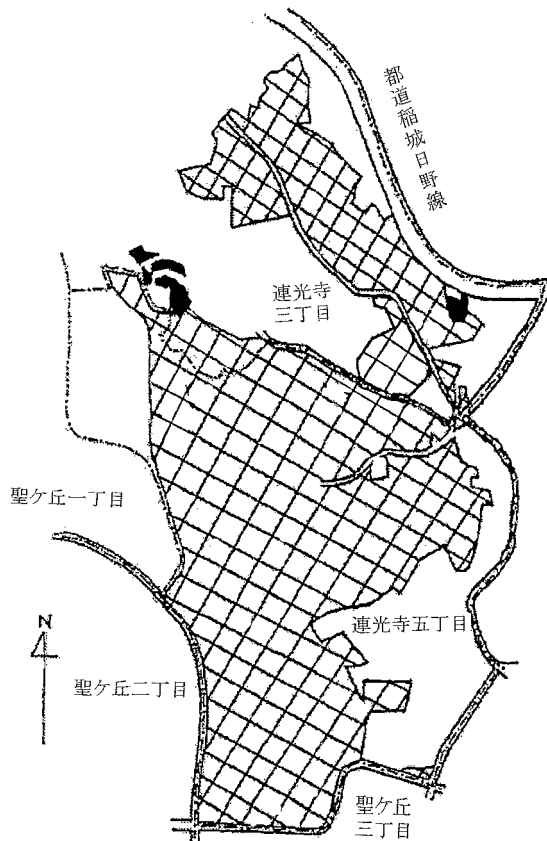


別図 (9)

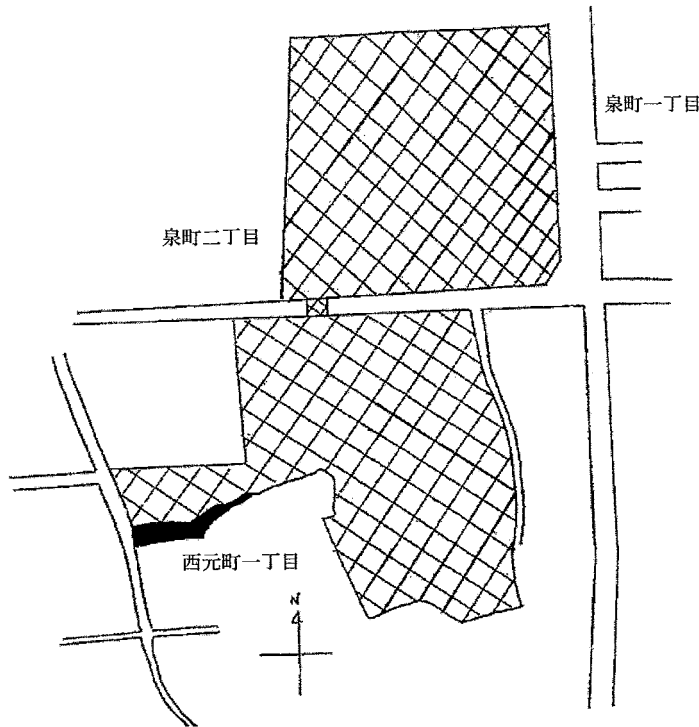
東京都立桜ヶ丘公園 区域変更略図

変更箇所 多摩市連光寺三丁目

変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	三、八〇三・七二	平方メートル
変更後の面積	三三九、三二二・三八	平方メートル



別図
10



東京都立武蔵園分寺公園 区域変更略図
変更箇所 園分寺市西元町一丁目

変更前の区域	面積	平方メートル
追加区域	面積	六四五・七七 平方メートル
変更後の面積	一〇九、四八五・〇三	平方メートル

●東京都告示第八百五十三号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の第三項の規定に基づき、東京港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十六年五月三十日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 外 添 要 一

一 港湾計画の変更の概要

平成十八年東京都告示第二百八十六号によりその概要を告示した東京港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(一) 既設・既定計画の変更事項

ア 旅客船埠頭計画

地区名	施設種別	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
内港	岸壁	一〇・〇	一	二二五

イ 土地利用計画

地区名	土地利用面積(ヘクタール)	用途
内港	五七	ふ頭用地
	七三	港湾関連用地
	一三	交流厚生用地
	一一	工業用地
	一五六	都市機能用地
	二九	交通機能用地
	三五	緑地
	三	廃棄物処理施設用地

ウ 大規模地震対策施設

地区名	施設種別	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
内港	岸壁	一〇・〇	一	二二五

エ 物資補給等のための施設

地区名	施設種別	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
内港	岸壁	九・〇	一	九〇
	岸壁	一〇・〇	一	一三五
	岸壁	一〇・〇	一	二二五

(二) 既定計画を削除する事項

ア 旅客船埠頭計画

地区名	施設種別	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)
内港	岸壁	一〇・〇	一	二二五

二 港湾計画の縦覧の場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十六階

東京都港湾局港湾整備部計画課

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十九号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月三十日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
年 齢 階 層		
二十五歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一一円	一三、四四七円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇四円	一六、二八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二四円	一八、八三四円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇一円	二一、七八四円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇八円	二四、五三二円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七五円	二五、三七六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二二円	二四、一一四円
六十歳以上六十五歳未満	四、七二三円	一九、一六七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、〇〇一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇四〇円

附 則

- この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。
- この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成二十六年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都教育委員会告示第二十号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校

歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗する率)の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月三十日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

期間の区分	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	五年未満	五年以上	一〇年以上	一五年以上	二〇年以上	二五年以上
平成二年十月一日から平成三年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・二六	一・二五	一・一八	一・〇九	一・〇一	〇・九六
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・三〇	一・一九	一・一五	一・一〇	一・〇六	一・〇一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・一三	一・二二	一・二四	一・〇六	〇・九八	〇・九三
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇六	一・一五	一・一〇	一・〇二	〇・九五	〇・九〇
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇七	一・〇六	一・〇五	一・〇二	〇・九九	〇・九四
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	学校医及び学校歯科医の率	一・〇二	一・二二	一・〇七	一・〇〇	〇・九三	〇・八八

四年三月三十一日 まで	学校薬剤師の率	一・二三	一・二三	一・〇八	一・〇九	一・〇六	一・〇二
平成二十四年四月 一日から平成二十 五年三月三十一日 まで	学校医及び学校歯 科医の率	一・〇五	一・〇五	一・〇八	一・一一	一・一一	一・一一
平成二十五年四月 一日から平成二十 六年三月三十一日 まで	学校薬剤師の率	一・一八	一・二三	一・二七	一・二八	一・二五	一・二二
	学校医及び学校歯 科医の率	一・〇五	一・〇五	一・〇八	一・一一	一・一一	一・一一
	学校薬剤師の率	一・一八	一・二三	一・二七	一・二八	一・二五	一・二二

附 則

- この告示は、平成二十六年六月一日から施行する。
- この告示による改正後の乗ずる率の規定は、平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成二十六年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二十年十月一日から平成二十六年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成二十六年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

規 則 (公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年5月30日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第10号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の3の見出し中「情報管理課」を「情報管理課の分掌事務」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改

める。

- (2) 情報システムに関すること。
 - (3) 情報セキュリティに関すること。
- 第3条の3第4号を削る。
- 第6条第3号中「(他の分掌に属するものを除く。)」を削る。

第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第59条の2の2第3項中「(他の分掌に属するものを除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第四号

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十六年五月三十日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹 内 正 一

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員

会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、四十五隻とする。

(二) 漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。

イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、三十組以内とする。

ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。

長は三百メートル以内とする。

(三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに平成二十七年七月三十一日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

四 この指示の有効期間は、平成二十六年七月一日から平成

成二十七年六月三十日までとする。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年五月三十日

東京都水道局長 吉 田 永

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条の二中「当座振込み」を「口座振込」に改める。

第五十二条第一項第十号から第十二号までを次のとおり改める。

十 還付金(次号に定める還付金を除く。)及び報奨金

課長、営業所等の長

十一 口座振込により支払う過誤納金等に係る還付金

サービス推進部業務課長

十二 過誤納金等の支出事務を委託するため必要とする

受託者への交付金 サービス推進部業務課長

第五十五条第一項に次の一号を加える。

三 前二号の規定にかかわらず、第五十二条第一項第十

号及び第十一号に掲げる経費に係る前渡金については、

前渡金清算書を作成し、主管の部又は所の予算担当課

長を経由して翌月十日までに金銭出納員に提出するこ

と。

別記附属様式目次中

<p>「第39号様式の3 せ 第39号様式の4 第39号様式の5 第39号様式の6 第39号様式の7 第39号様式の3 第39号様式の4 第39号様式の5 第39号様式の6 第39号様式の7 第39号様式の3 第39号様式の4 第39号様式の5 第39号様式の6 第39号様式の7 第39号様式の13</p>	<p>払戻金のお知らせ 給水工事費等払戻金のお知らせ 払戻金振当て済のお知らせ 払戻金振当て等のお知らせ 前受水道料金等振当て済のお知らせ 還付金のお知らせ 給水工事費等還付金のお知らせ 還付金振り当て済みのお知らせ 還付金振り当て等のお知らせ 前受水道料金等振当て済みのお知らせ 還付金のお知らせ 給水工事費等還付金振込済みのお知らせ 還付金振込済みのお知らせ 給水工事費等還付金振込済みのお知らせ 給水工事費等払戻金のお知らせ 払戻金振当て済みのお知らせ 払戻金振当て等のお知らせ 前受水道料金等振当て済みのお知らせ</p>	<p>(第40条関係) (第40条関係)</p>	<p>」</p>	<p>「第39号様式の9 せ 第39号様式の10 第39号様式の11 第39号様式の12 第39号様式の13 第39号様式の14 第39号様式の15 第39号様式の16 第39号様式の17 第39号様式の17 第39号様式の17</p>	<p>還付金のお知らせ 給水工事費等還付金のお知らせ 還付金振り当て済みのお知らせ 還付金振り当て等のお知らせ 前受水道料金等振当て済みのお知らせ お知らせ 還付金振込済みのお知らせ 給水工事費等還付金振込済みのお知らせ お知らせ 還付金振込済みのお知らせ 給水工事費等還付金振込済みのお知らせ 給水工事費等還付金振込済みのお知らせ 給水工事費等払戻金のお知らせ 払戻金振当て済みのお知らせ 払戻金振当て等のお知らせ 前受水道料金等振当て済みのお知らせ</p>	<p>(第40条関係) (第40条関係)</p>	<p>」</p>	<p>別記第三十九号様式の三から別記第三十九号様式の七ま じと次のとおりぬぬぬ。</p>	<p>」</p>	<p>」</p>
--	--	---	----------	--	--	---	----------	--	----------	----------